

競争法コンプライアンス・ルールへの取り組み

当協会は2010年5月27日開催の理事会において、競争法コンプライアンス・ルールを制定した。内容は以下の通りである。

1. 適用範囲
2. 責任者及び担当部署
3. 研 修
4. 会合におけるルール
5. 統計情報の収集・管理・提供業務
6. 会合に出席する会員等への要請
7. 議事録作成
8. 内部監査及び再発防止策

*別紙ガイドライン参照

石油化学工業協会の会合における競争法遵守に係るガイドライン

本ガイドラインは、石油化学工業協会の主催により開催される会合における独占禁止法を含む競争法（以下「競争法」という。）遵守のためのガイドラインです。

会員は、競合他社との合意等が競争法に違反するとされた場合、当該会社が厳しい社会的制裁を課されるおそれがあることを十分認識の上、当協会の会合に出席される際には、本ガイドラインを踏まえた行動を取っていただくよう要請します。

1. 会合の出席者は、次に掲げる事項について、情報交換をしてはならない（以下「禁止事項」という。）。
 - (1) 会員各社が商取引上において取り扱う価格等に関するもので次に掲げるもの。
 - ・ 価格、価格変更、価格差、値引き、クレジット条件、コスト等。ただし、既に公表されているものはこの限りでない。
 - (2) 会員各社が商取引上において取り扱う数量等に関するもので次に掲げるもの。
 - ・ 生産量、生産能力、在庫、特定製品の販売若しくはマーケティングに関する計画地域等。ただし、既に公表されているものはこの限りでない。
 - (3) 会員各社の需要予測、需要動向。
 - (4) 会員各社の輸送料金、輸送料金に係る方針等。
 - (5) 会員各社の供給制限、顧客・販売地域の配分、不売(買)等。
2. 会合の出席者は、会合に関連する懇親会等においても、禁止事項について話をしたり、情報交換を行ってはならない。
3. 会合の出席者は、競争法に触れるおそれのある議題が提起された場合は、当該議題について反対の意思表示を行い、継続して協議される場合は議長に即時終了を提案し、さらに、終了しない場合には退席し弁護士等に相談すること。

以上